

第2回智頭町議会定例会会議録

令和元年6月7日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第35号 専決処分について
- 第 5. 議案第36号 専決処分について
- 第 6. 議案第37号 専決処分について
- 第 7. 議案第38号 専決処分について
- 第 8. 議案第39号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第1号）
- 第 9. 議案第40号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10. 議案第41号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11. 議案第42号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12. 議案第43号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13. 議案第44号 智頭町森林整備促進基金条例の制定について
- 第14. 議案第45号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第15. 議案第46号 国民健康保険智頭病院看護師奨学金貸与条例の一部改正について
- 第16. 議案第47号 智頭町法定外公共物管理条例の一部改正について
- 第17. 議案第48号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第18. 議案第49号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第19. 議案第50号 智頭町下水道条例の一部改正について

- 第 20. 議案第 51 号 智頭町道路占用及び占用料徴収条例の一部改正について
- 第 21. 議案第 52 号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 22. 議案第 53 号 智頭町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 23. 議案第 54 号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 24. 報告第 1 号 平成 30 年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 25. 報告第 2 号 平成 30 年度智頭町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 26. 報告第 3 号 放棄した債権の報告について
- 第 27. 報告第 4 号 法人の経営状況について
- 第 28. 議案第 55 号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第 29. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 35 号 専決処分について
- 第 5. 議案第 36 号 専決処分について
- 第 6. 議案第 37 号 専決処分について
- 第 7. 議案第 38 号 専決処分について
- 第 8. 議案第 39 号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 9. 議案第 40 号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 10. 議案第 41 号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 11. 議案第 42 号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 第12. 議案第43号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13. 議案第44号 智頭町森林整備促進基金条例の制定について
- 第14. 議案第45号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第15. 議案第46号 国民健康保険智頭病院看護師奨学金貸与条例の一部改正について
- 第16. 議案第47号 智頭町法定外公共物管理条例の一部改正について
- 第17. 議案第48号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第18. 議案第49号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第19. 議案第50号 智頭町下水道条例の一部改正について
- 第20. 議案第51号 智頭町道路占用及び占用料徴収条例の一部改正について
- 第21. 議案第52号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第22. 議案第53号 智頭町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第23. 議案第54号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第24. 報告第1号 平成30年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第25. 報告第2号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第26. 報告第3号 放棄した債権の報告について
- 第27. 報告第4号 法人の経営状況について
- 第28. 議案第55号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第29. 陳情について

1. 会議に出席した議員（11名）

2番 安道泰治

3番 國本誠一

4番 河村 仁志
6番 高橋 達也
8番 中野 ゆかり
10番 酒本 敏興
12番 谷口 雅人

5番 大河原 昭洋
7番 岩本 富美男
9番 岸本 眞一郎
11番 大藤 克紀

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（16名）

町	長	寺谷 誠一郎													
副町	長	金児 英夫													
教	育	長	石 彰 祐												
病	院	事	業	管	理	者	葉	狩	一	樹					
総	務	課	長	矢	部	整									
企	画	課	長	酒	本	和	昌								
税	務	住	民	課	長	江	口	礼	子						
教	育	課	長	國	岡	厚	志								
地	域	整	備	課	長	迎	山	恵	一						
山	村	再	生	課	長	山	本	進							
地	籍	調	査	課	長	岡	田	光	弘						
福	祉	課	長	小	谷	い	ず	美							
会	計	課	長	國	政	昭	子								
税	務	住	民	課	参	事	兼	水	道	課	長	藤	森	啓	次
総	務	課	参	事	福	安	教	男							
病	院	事	務	部	長	矢	部	久	美	子					

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事	務	局	長	柴	田	睦	子
書	記	金	谷	百	恵		
書	記	寺	谷	圭	祐		

開 会 午前10時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和元年度第2回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、安道泰治議員、3番、國本誠一議員を指名します。

日程第2． 会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月14日までの8日間に決定しました。

日程第3． 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査報告書並びに地方自治法第119条の規定に基づく公の施設の指定管理者監査の結果報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知くだ

さい。

次に、陳情の処理経過及び結果について、智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会が去る5年20日に開会され、議案5件が可決されました。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いします。

次に、今期定例会の説明員につきましては、5月31日付をもって、町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので後ほどごらんいただき、議会活動、また、議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第35号から日程第23．議案第54号まで 20案

日程第24．報告第1号から日程第27．報告第4号まで 4報告

一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第35号 専決処分についてから、日程第23、議案第54号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてまでの20議案及び日程第24、報告第1号 平成30年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第27、報告第4号 法人の経営状況についてまでの4報告を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、元号が令和となって初の定例会であります令和元年第2回定例町議会を召集しましたところ、議員各位にはご多忙の中ご参集いただき、まことにありがとうございます。

それでは、本定例会に提案しました議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第35号から議案第38号までは、専決処分についてであります。

議案第35号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第9号）につきまして

は、地方交付税等の決算に伴い、財政調整基金繰入金を1億5,192万7,000円減額するなど、主に財源の調整を行うものであります。

議案第36号 智頭町税条例等の一部改正につきましては、地方税法などの一部改正に伴い、未婚のひとり親に対しての住民税非課税措置及び住宅ローン削除期間の延長を行うとともに、軽自動車税のグリーン化特例対象の見直しなど、所要の改正を行うものです。

議案第37号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、県への納付金等を勘案して税率の引き下げを行うとともに、国民健康保険施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ及び課税限度額の引き上げなど、所要の改正を行うものです。

議案第38号 智頭町介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法施行令などの一部改正に伴い、第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る平成31年度分の保険料率を定めるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第39号から議案第43号までは補正予算についてであります。

議案第39号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第1号）について、主なものを説明します。まず、各費目に共通して4月の人事異動等による人件費の調整を行っています。

総務費の財産管理費では、公共施設管理事業で、旧山郷小学校に自家発電機など消防用設備を整備する経費を措置しています。

まちづくり推進費のまちづくり事務費では、麒麟獅子舞を中心とした文化が日本遺産となったことに伴い、情報発信等の事業に対する負担金を、移住定住促進事業では、東京23区在住者または通勤者の本町への移住による就業に対して支援する移住支援金を、それぞれ措置しています。

地域活性化推進費では、空き校舎利用活用推進事業で旧山形小学校の智頭林業資料展示室の拡充及び空調整備施設を支援する経費を、智頭農林高等学校協働連携事業では、引き続き地域おこし協力隊1名を配置する経費を措置しています。

民生費の社会福祉総務費では、人件費の調整などに伴う国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計への操出金の増額を措置しています。

保育園費では、保育料無償化に伴うシステム改修委託料の増額を措置しています。

生活保護総務費では、制度改正に伴うシステム改修事業委託料を措置していま

す。

衛生費の予防費では、各種予防事業で、風疹の蔓延により、公的な接種の機会がなかった男性に対し、新たに定期予防接種の実施が制度化されたことに伴い、システム改修委託料などの経費を措置しています。

農林水産業費、農業費の地籍調査費では、国費内示額の増に伴い、事業の増額を、農業集落排水費では、人件費の調整に伴う農業集落排水事業特別会計操出金の増額を、それぞれ措置しています。

林業費の林業振興費では、中山間集落における住民の主体的な取り組みに対して、地域おこし協力隊を活用して支援するための経費のほか、智頭町産材住宅建築支援補助金の増額を、それぞれ措置しています。

また、今年度から森林環境譲与税が譲与されることから、新たに設置する智頭町森林整備促進基金に積み立てることとし、森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査などの財源として、基金から繰り入れを措置しています。

商工費の観光費では、特産村トイレの改修工事に伴う構造計算委託料及び仮設トイレリース料などの経費を措置しています。

土木費の道路新設改良費では、社会資本整備総合交付金の配分拡充に伴い、事業費の増額を、下水道事業費では、人件費の調整に伴う公共下水道事業特別会計操出金の増額を、それぞれ措置しています。

住宅管理費では、グリーンフォレストCHIZU消防用設備修繕に要する経費を措置しています。

消防費の常備消防費では、八頭消防署智頭出張所用地造成に要する経費を、非常備消防費では、消防団員公務災害補償等共済基金負担金の増額を、それぞれ措置しています。

教育費の事務局費では、外国語指導助手1名の任期満了により新規に1名採用することに伴う負担金を、小学校費及び中学校費の学校管理費では、学校歯科医派遣を智頭病院に委託することに伴い、委託料への組みかえのほか、中学校費の学校管理費では、校舎内の階段に滑りどめを取りつける経費を、また、中学校費の教育振興費では、新たに部活動指導員1名を配置することに伴う賃金を措置しています。

社会教育費の文化財保護事業では、野原古墳の記念碑等の移転に要する経費を、新図書館建設事業では、支障電柱の移転補償を、保健体育費の体育施設管理費で

は、総合運動場照明コイン盤の取りかえに要する経費を、それぞれ措置しています。

また、新図書館建設事業の財源として繰入金の一部を、教育施設整備基金から森林整備促進基金に組みかえています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、1億5,236万3,000円の増額であり、補正後の予算総額は、69億4,236万3,000円となります。

議案第40号から議案第43号までは、特別会計の補正予算であり、主に4月の人事異動等による人件費の調整を行っていきるとともに、国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計では、制度改正に伴うシステム改修委託料の増額を、それぞれ措置しています。

次に、条例案件について説明します。

議案第44号 智頭町森林整備促進基金条例の制定につきましては、今年度から森林環境譲与税が譲与されることにより、譲与された税を財源として森林整備や木材利用の促進に要する経費に充てるため、新たに森林整備促進基金を設置するものです。

議案第45号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、老朽化の著しい久志谷町営住宅の土地及び建物を払い下げるため、久志谷町営住宅を廃止することとし、関係部分を削るなど所要の改正を行うものです。

議案第46号 国民健康保険智頭病院看護師奨学金貸与条例の一部改正につきましては、貸与者数の拡充のため、貸与期間と債務の免除要件を改正するものです。

議案第47号 智頭町法定外公共物管理条例の一部改正についてから、議案第54号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についての8議案につきましては、消費税法の改正などに伴い、それぞれ使用料等を改定し、また、消費税及び地方消費税の表記などについて改正するものです。

次に、その他案件について説明します。

議案第55号 工事請負契約の締結についての一部変更につきましては、平成31年2月22日議決の智頭中学校空調機械増設工事の請負金額を増額することについて、地方自治法の規定に基づき本議会の議決を求めるものです。

最後に、報告案件です。

平成30年度繰越明許費繰越計算書につきましては、一般会計では森づくり作

業道整備事業ほか15事業の、農業集落排水事業特別会計では農業集落排水事業総務費の繰越状況について、それぞれ報告するものです。

放棄した債権の報告につきましては、智頭町債権管理条例の規定により、平成30年度の債権放棄状況について報告するものです。

また、法人の経営状況につきましては、智頭町土地開発公社の平成30年度経営状況について報告するものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については、主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

これから補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第4、議案第35号 専決処分についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案第35号 専決処分についてでございます。

専決処分書1ページをごらんいただきたいと思います。

平成31年3月27日付で専決処分を行っております。

平成30年度智頭町一般会計補正予算（第9号）でございます。

歳入歳出の総額から686万3,000円を減額し、それぞれ67億2,283万9,000円とするものでございます。

7ページをごらんください。

地方交付税を1億6,011万2,000円増額するとともに、財政調整基金繰入金を1億5,192万7,000円、定住促進基金繰入金を368万2,000円、地域活性化基金繰入金を1,912万5,000円、それぞれ減額しております。

また、ふるさと基金寄附金及び災害復旧費寄附金につきましては寄附実績によりまして、また、町債につきましては起債同意実績により、それぞれ調整を行っております。

次に、9ページの歳出をごらんください。

総務費のまちづくり推進費、地域活性化推進費につきましては、基金繰入金及び町債の調整に伴いまして、財源の組みかえを行っております。ふるさと基金費では、寄附実績により、返礼品費及びふるさと基金積立金の減額を行っております。農林水産業費の林道費では、町債の充実に伴う財源の組みかえを、土木費の住宅管理費では、公共施設整備金積立金の減額を、消防費の防災費では、ふるさと災害復旧緊急寄附金及び災害復旧寄附金充実に伴います財源の組みかえを、教育費の体育施設費では、町債の充実に伴う財源の組みかえを、それぞれ措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第36号 専決処分についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） それでは、議案説明資料概要の1ページをごらんください。また、議案につきましては1ページからです。

議案第36号 専決処分について。

これは、智頭町税条例等の一部を改正することについて、平成31年3月29日付で専決処分を行ったものです。

この改正は、地方税法施行令及び地方税法施行規則を改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

概要のほうに記載しておりますけども、住民税につきましては子どもの貧困に対応するため、事実婚ではない児童扶養手当受給者で、前年所得金額が135万円以下のひとり親に対して非課税措置の創設、また、ふるさと納税制度の見直し、住宅ローン控除の期間の拡充、また、軽自動車税では環境性能割の臨時的軽減、グリーン化特例の改正を行っております。

その他、地方税法の改正に伴いまして所要の規定の整備を行うものであり、附則の改正も含め1条から5条で改正を行っております。

施行期日につきましては、それぞれ附則で定めております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） この概要の、事実婚ではない手当受給者と書いてあるんですが、ここはどういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 婚姻届を出されていない未婚の方で、子どもさんがおられる方ということです。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第37号 専決処分についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） それでは、議案27ページをごらんください。説明資料のほうは2ページです。

議案第37号 専決処分について。

これは、智頭町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、平成31年3月29日付で専決処分を行ったものであります。

この改正につきましては、平成30年度から国民健康保険事業の財政運営の主体が市町から県となりまして、より安定的な運営が図られているところですが、国保税につきましては、従来どおり各市町で決定することとなっております。県への納付金等を勘案しながら税率の引き下げを行うものです。

また、法施行令改正に伴いまして、低所得世帯の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡充するため、2割軽減、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うものであり、また、課税限度額の引き上げを58万円から61万円、3万円引き上げるものです。

施行期日につきましては、平成31年4月1日です。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第38号 専決処分についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案書31ページ、議案説明資料3ページをごらんください。

議案第38号 専決処分についてです。

これは、智頭町介護保険条例の一部を改正することについて、平成31年4月1日付で専決処分を行ったものでございます。

この改正におきましては、介護保険法施行令などの一部改正に伴い、第1号被保険者の保険料の低所得者の保険料軽減強化に伴う対応として、減額に係る平成31年度保険料率を定めるための所要の改正を行うものです。

具体的には、概要説明資料のとおり、第1段階から第3段階までの低所得者の保険料を、概要のとおり、年額あ、い、うのとおり軽減するものであります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第39号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第39号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出の総額に1億5,236万3,000円を増額し、それぞれ69億4,

236万3,000円とするものでございます。

まず、歳出についてですが、別に配付しております令和元年度6月補正予算概要と、補正予算書により説明させていただきますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がございますが、ご了承くださいたいと思います。

概要1ページ、補正予算書では12ページの議会費では、4月の人事異動に伴う人件費の調整をしております。

次に、総務費です。

予算書の12ページから13ページの一般管理費では、人件費の調整を行うとともに、障害者雇用及び庁舎警備員の雇用増に伴う、賃金及び社会保険料の増を措置しております。

同じく13ページの財産管理費では、庁舎電気工作物保安業務などの委託料の増額を、また、公共施設管理事業では、旧山郷小学校に自家発電機など消防用設備を整備する経費を、それぞれ措置しております。

同じく13ページのまちづくり推進費のまちづくり事務費では、人件費の調整のほか、鳥取県地域振興対策協議会負担金の増額を、また、麒麟獅子舞を中心とした文化が日本遺産となったことに伴い、情報発信等の事業に対する負担金を、行政情報システム推進費では、電算保守委託料及びシステム用備品購入費の増などを、移住定住促進事業では、東京23区内在住者または通勤者の、本町への移住による就業に対して支援する移住支援金を、それぞれ措置しております。

14ページの交通安全対策費では、交通安全指導員の交代に伴う消耗品費及び被服等購入費を措置しております。

同じく14ページの地域活性化推進費では、空き校舎等利活用推進事業で、旧山形小学校の智頭林業資料展示室の拡充及び空調設備設置を支援する経費を、智頭農林高校協働連携事業では、引き続き地域おこし協力隊1名を配置する経費を、交通政策費のコミュニティバス運行事業では、自動車重量税の増を、諸費の褒章事業では、町表彰式の表彰状印刷費を、それぞれ措置しております。

14ページから15ページにかけての税務総務費及び15ページの戸籍住民基本台帳費は、人件費の調整であります。

16ページの参議院議員選挙費では、ポスター掲示場設置謝礼の増を措置して

おります。また、統計調査総務費も人件費の調整のみでございます。

次からは、民生費でございます。

16ページから17ページにかけての、社会福祉総務費では、人件費の調整のほか、国民健康保険事業特別会計への繰出金の増額を措置しております。

17ページの国民年金費は、人件費の調整でございます。

同じく17ページの老人福祉費、介護保険特別会計繰出金につきましては、繰出金の増額を措置しており、同和対策費につきましても人件費の調整であります。

ここから概要は2ページとなります。予算書は17ページ。

社会福祉施設費の隣保館運営費は、人件費の調整であり、隣保館デイサービス事業では、事業費の組みかえを行っております。

17ページから18ページにかけての子育て支援推進費の、子育て推進事務及び子育て支援センターとも人件費の調整のみでございます。

18ページ、保育園費の保育園事務費では、保育料無償化に伴うシステム改修委託料の増を措置しております。ちづ保育園事務費は、人件費の調整のみであり、児童館費では、人件費の調整のほか、本折児童館費の臨時職員賃金及び社会保険料、施設修繕料の増額を措置しております。

19ページの生活保護総務費では、人件費の調整のほか、制度改正に伴うシステム改修業務委託料を措置しております。

次が、衛生費です。

19ページから20ページにかけての保健衛生総務費及び20ページの保健師設置費は、いずれも人件費の調整のみでございます。

予防費の各種予防事業では、未実施の男性に対する風疹定期予防接種が制度化されたことに伴う、システム改修委託料などの経費を措置しております。

次に、農林水産業費です。

20ページの農業委員会費、それから、21ページにかけての農業総務費につきましては、人件費の調整でございます。

農業振興費では、鳥獣等被害防止事業で、智頭町産ジビエPR広告料の増に伴います地域おこし協力隊事業費の調整を行っております。

21ページから22ページにかけての地籍調査費では、人件費の調整のほか、国費内示額の増に伴う事業費の増額を、22ページの農業集落排水費では、繰出金の増額を、それぞれ措置しております。

22ページの林業総務費では、人件費の調整のほか、旅費の増を措置しております。

22ページから23ページにかけての、林業振興費の森林セラピー事業では、セラピーロード案内板などの熊被害に伴う修繕料の増を、概要はこれから3ページとなりますが、林業事業体等支援事業では、地域おこし協力隊事業費の調整のほか、中山間集落における住民の主体的な取り組みに対して、地域おこし協力隊を活用して支援するための経費を、また、智頭町産材住宅建築支援補助金の増額を、自伐林家育成事業委託料の減額を措置しております。

林業経営管理推進事業では、今年度から譲与される森林環境譲与税を財源に、新たに設置する智頭町森林整備促進基金積立金を措置するとともに、同基金繰入金の充当をそれぞれ措置しております。

23ページの造林事業費の町有林造林事業は、人件費の調整のみでございます。林道費の林道維持管理事業では、土砂及び倒木の撤去などに係る手数料の増額を措置しております。

同じく23ページは商工費でございまして、観光費の観光施設管理事業では、特産村トイレの改修工事に伴う構造計算委託料のほか、仮設トイレのリース料及びくみ取り料を、また、那岐山展望台の火災保険料を措置しております。

次に、土木費です。

24ページ、土木総務費では、人件費の調整のほか、市瀬樋門操作委託料の増を、道路維持費の道路維持事業では、土砂及び流木の撤去などに係る手数料の増額を、道路新設改良費の社会資本整備総合交付金事業では、交付金の配分拡充に伴い事業費の増額を、下水道事業費では、公共下水道事業特別会計繰出金の増額を、それから、25ページの住宅管理費の町営住宅管理事業では、グリーンフォレストCHIZU消防用設備修繕に伴う修繕料の増を、また、これに伴いまして、公共施設整備基金積立金の減額を、それぞれ措置しております。

25ページの消防費、常備消防費では、八頭消防署智頭出張所用地造成に要する経費を、非常備消防費では、消防団員公務災害補償等共済組合負担金の増額を、防災費では、消防防災専門員通勤手当の減額のほか、災害備蓄用の真砂土購入費を、それぞれ措置しております。

最後に教育費です。

25ページから26ページにかけての事務局費では、人件費の調整のほか、外

国語指導助手招致事業で、外国語指導助手1名の任期満了により、新規に1名を採用することに伴う自治体国際化協会負担金を措置しております。

26ページの小学校費、智頭小学校管理事業では、学校歯科医派遣を智頭病院に委託することに伴い、委託料への組みかえを、中学校費の中学校管理事業では、同様に委託料へ組みかえるほか、特別支援員分の出張旅費の増、また、校舎内の階段に滑りどめを取りつける経費を、中学校教育振興事業では、新たに部活動指導員1名を配置することに伴う賃金を、また、これに伴いまして、運動部活動外部指導者謝金1名分の減を措置しております。

27ページの社会教育総務費につきましては、人件費の調整でございます。

次から概要書は4ページとなります。

文化財保護事業で、野原古墳記念碑移転に要する手数料を、家庭教育学級事業では、先進地視察に係る旅費などの増のほか、講師等謝金の減を、遺跡発掘事業では、臨時職員通勤手当の増額を、それぞれ措置しております。

同じく27ページの中央公民館費は、人件費の調整でございます。

28ページの図書館費では、人件費の調整のほか、新図書館建設事業で、支障電柱移転補償費を、また、財源としての繰入金の一部を、教育施設整備基金から森林整備促進基金への組みかえを行っております。

同じく28ページの学校給食費は、人件費の調整であります。

29ページの体育施設費の体育施設管理費では、総合運動場照明コイン盤取りかえに要する経費を措置しております。

以上、合計1億5,236万3,000円の増額補正となっております。

次に、歳入についてでございますが、予算書2ページのとおり、森林環境譲与税、国庫支出金、県支出金、基金繰入金及び町債をもって措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入、歳出予算の補正と債務負担行為補正及び地方債補正の3区分に分けて行います。まず、歳出予算の補正を一括して質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、ページ数を示してください。

質疑はありませんか。

5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 13ページの財産管理費で、旧山郷小学校の消防用設備経費ということで、約900万円ですけど工事請負費で上がっております。このたび議会のほうに陳情が出ておまして、それで見積書が添付されていたんですけど、その金額が大体375万円ということで、今回上がっているのとの差が525万円ぐらいかなと思うんですけど、そのあたりの差額が工事内容なのかなと思ってみたりするんですけど、もう少し詳細に教えていただけますでしょうか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 以前から、消防のほうから検査の中で消防設備の不備ということが指摘されておりました。その中で一番指摘されておったのが非常用の屋内での通報設備、マイク等々ですけども、これが機能していないということと、それから、このたび、今ご指摘のありました陳情の中では非常用電源、発電機ということで、これは屋内消火栓が停電時でも作動するよとということ、非常用電源用の発電機というものでございますが、これの整備、それから、一部煙感知器等々不備があるということで、それを全部、発電機のみではなしに放送設備を含めたところで整備を行うというものでございます。

○議長（谷口雅人） 5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 旧山郷小学校の簡易宿泊施設ということで、何年か前に整備をされたということで、消防のほうから指摘があったということですけども、ちょっと私が疑問に思うのは、宿泊所を整備するに当たって、そういうことも事前にある程度確認できなかったのかなというところがあるんですけど、そのあたりについてはいかがですか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 宿泊施設ということもございますが、先ほどから答弁しておるように、以前からも指摘ということで、既に小学校から公民館設備施設を移転したという段階から集会施設であるということで、早急な改善ということは指摘されておりました。それに対応しまして一部使わないとかというような措置をしておったんですけど、だんだんと今言われたようなことで、例えば企業さんが入るとか、ゲストルームの整備とかいうことも進んでまいりまして、やはりちゃんとした設備が必要であるということも消防のほうからも指摘があり、また、

このたびの陳情等も踏まえ、早急な整備が必要であるということで予算化をしたところでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） 同じく関連して同じところなんですけれども、消防からの指摘ということであれば、旧那岐小学校も同じ指摘を受けているかと思えます。その点についてはどのように対応していかれる方向ですか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 確かに、旧那岐小学校についても同様の指摘がございます。ただ、発電機までの指摘はございません。それ以外にも集会施設となった建物等もございますので、一括して新年度予算での、那岐につきましては使用制限等々しながら対応を今、公民館のほうにお願いしておるところもございますので、そこが十分に使用できるように、できれば新年度予算では、ほかの施設も含め対応していきたいと考えております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

4番、河村議員。

○4番（河村仁志） 予算書13ページの、まちづくり推進費のところの移住支援金で、東京23区在住かもしくは通勤されている方が対象というのは、根拠を教えてくださいませんか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 根拠ということなんですけど、本事業の目的というのが東京圏の一極集中の是正と、地方への担い手不足の対策のために行われる事業でございます。先ほど、議員のとおり東京23区の在住者、または東京圏在住で東京23区への通勤者を対象にした事業でございます。

本事業におきましては、県が地域再生計画を作成し、国からの指定を受け、推進交付金を活用して行うものでございます。本町におきましては、100万円の2人ということで予算を計上しているものでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 25ページの常備消防費、工事請負費なんですけど、この造成の大体形というのは、どういう形態の造成をすることによってこれだけの

費用になるか、そこら辺の説明をお願いしたいと。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 現地をご存じだと察しますが、現地の状況から見ますと、国道からの進入ができない状態ということで、少なくとも、最終的な設計の中で東部広域等々と打ち合わせがやっていかないとはいえないとは思っておりますが、基本的には道路並みに埋め上げて、埋め上げということは当然土砂が流出しないように囲うということ、それから、水路が間にございますので水路の移転、それから、道路との間の道路側溝というものもございますので、そこをまたぐとか、県道に進入できる措置を講ずるといふ、このようなことが造成の大きな内容になろうかと思えます。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） あその土地形状というのはほぼ平坦地なんですが、その国道並みに埋め上げるということなんですが、そんなにこの造成費、費用が要るんでしょうか、その面積的に。

もう一つ聞きたいのは、本来そこの常備消防として必要な面積があったんですが、地権者の要望で余分に買っていると。全体をするのか、本来のこの常備消防の必要な部分に対してするのか、そこら辺はどういう考えでしょうか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） まず1点です。全体かどうかということにつきましては、必要量、必要な面積のみでの造成整備とは考えております。ただ、ここにしたらほかの近隣の農地等々に土砂が流れたりというようなことがないように、ということの措置をあわせてしたいとは考えておりますので、大きな造成につきましては、東部広域との調整の中で必要な面積での造成ということで考えてはおります。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 当然その必要な面積での造成となると、すごく造成単価、平米単価とかが非常に、私は専門家でないのでちょっとわからないんですが、非常に何か高額なような気がするんですが、ここの積算でいうと平米あたりでどのくらいの造成費用になるんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 本日は、その平米単価幾らというのが資料を持ち合わ

せておりませんので、大体東部広域のところでも今、調整をしておるのが1,000から1,500平米というようなところで調整をしておりますので、東部広域のために造成するところは考えておりますので、その中での単価ということになるかと思えます。

ただ、一番金額的に単価が上がってくるのが、国道とのタッチということで、国道への接続というものが、やはり53号という基幹道路を通るということで、なかなか工事の期間であるとか交通規制、それから、工事時間、そういうことでどうしても単価が、その部分が上がってくるという状況はございます。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） もう一つ、この地点を用地としてふさわしいと考えたときに、こういう造成費というものをほぼ想定されたと思うんですが、本来、そういう場所を選定するときに、そのほかにこんな条件もありますよという、従来説明がやはりいるのではないかな。場所が決まってから後出しで、今度は造成費がこれだけ要りますよということでは、なかなか本来初めから、そういう場所の選定の条件の中にこういうものも含めて出していただくのが、私たち議会としてはそれらも含めて、そこが妥当かどうかと本来判断すべきものなんですが、こうやって後出しされると、もう既に用地は購入しているのでここは動かしようがないので、やはり今後そこら辺十分気をつけていただきたいと思うんですが、そこら辺どうでしょう。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 確かに、その面につきましては大変申しわけないとは思っております。ただ、用地を購入するに当たり、交渉に応じていただけたところでないとということもございますし、ほかに当たったところは、この造成費プラス購入費以上の単価となるようなところもございますので、どうしましても、まず購入ができるかできないかということが大前提となりますので、購入した暁にこういう経費がどれくらいかかるかというのは、購入できる面積であるとか場所によって決まってくるので、なかなかどれくらいかかるかということは試算は難しかったという状況でございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 私もその常備消防費に関してですけど、去年の豪雨災害

であのあたりが、土砂の流入があったというふうに記憶しているんですけど、今回の工事請負費の中にもそういうふうな対策費というのが含まれているのか、そのあたりはいかがですか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 去年の災害のときに確かに土砂が流入したというのは、ちょうど購入したところの裏側、川側のほうです。もう一段、購入したところは低いところがあって、その奥にちょっと高いところが、ここを購入したところ。その奥にまた一段低いところがあって、そこを土砂が流れたということです。また、前につきましては水路があふれて、国道を水が流れたということがあるので、若干道路面より上げる必要があるのかなというようなことは考えておりますが、またそこは今の中では若干ちょっと上がり目の設計はしております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 23ページの森林環境促進基金ですね、2,500万円。これの財源内訳、全部2,500万円が環境譲与税なのか、ここら辺の中身の内訳についてちょっとお知らせください。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 今年度から新たに譲与される森林環境譲与税を財源とするものであります。ことしの9月ごろに総務省が正式な額を発表しますが、今現在、県の試算で今年度は2,450万円といった数字が示されております。ただ、あくまで試算でございますので、今回の基金の積立金としては2,500万円という格好にさせていただいております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 補正概要の中のこの積立金ですね、その他が896万円、一般財源が1,600万円と書いてるんですが、ここは関係ないんですかね。もうほぼ2,500万円が今言ったように国からおりてくるお金だという考え方ですか。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 今年度2,500万円入ってくるだろうという前提での積み立てであります。ただ、全額今年度使うというものではございません

ので、今年度に使うものも含めて基金に積み立てということでもあります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 13ページに戻っていただきまして、まちづくり推進費の負担金補助及び交付金というところで、日本遺産、麒麟のまち推進協議会負担金が47万5,000円上がってきております。説明でもありましたように、日本遺産に選定されたということで、1市6町による情報発信事業への負担金ということなんですが、この期間とかというのは限定されているんですかね。何年間とか、そのあたりについてはいかがですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） このたび、選定されました麒麟獅子舞を中心にした日本遺産の事業ですけれども、おおむね3年間の事業を文化庁には申請しております。今年度分に対しての予算措置をここで行っているところでございます。

○議長（谷口雅人） 5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） とりあえず、今のところでは3年間の負担金ということで、3年後にどういうふうな方向に行くかということがまた協議されるという、そういうふうな認識でよろしいですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） はい。現在のところ3年間ということで文化庁と協議をしているということです。補助率10分の10の事業もございまして、それを含めて3カ年の事業ということで、位置づけられているということでございます。

○議長（谷口雅人） 8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） 同じく麒麟のまちの負担金についてですが、これの負担金の積算根拠というのはどういうことでしょうか。例えば、美しい村連合の負担金であれば、人口ということですが、こちらの負担金の根拠を教えてください。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 事業に係る負担金の割合なんですけれども、既に設立しておりますDMOがございまして。そのDMOの負担割合に準じて負担の計算をしております。鳥取市については約85%、各6町につきましては約15%で計算をした結果の額となっております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 22ページの林業振興費の中山間集落振興事業委託料の、町長の説明でもあるように、林業振興費の中の中山間集落における住民の主体的な取り組みに対して、地域おこし協力隊を充てるということなんですが、ある程度具体的な集落と、この住民の主体的な取り組み、この林業振興につながるという意味だと思うんですが、そこら辺の取り組みの概要についてお知らせください。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 少子高齢化等々、非常に厳しい状況の中で危機感を持って村の活性化に取り組んでいる集落、そういったところに協力隊を配置して、間伐などの山林作業、それから、高齢者も巻き込んだ形での原木シイタケ栽培、そういったことにかかわりながら中山間集落の振興につなげていく。そういったモデルケースとして支援するものでございます。

今回の対象は芦津集落でございます。認可地縁団体芦津区会への委託という形で予定してございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 今、想定される集落が芦津ということで、既に芦津では原木シイタケの部分で、この協力隊が配置されているんじゃないでしょうか。そこら辺はどう違うんでしょう。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） これまで林業担い手育成支援としても地域おこし協力隊を配置しております。今年度で3年目となります。これまで木の宿場実行委員会でありますとか、それから、智頭の山人塾、そういった活動にかかわりつつ、芦津の原木シイタケの初期稼働をサポートする中で、一方で木製玩具の制作であるとか、木育、そういった部分にかかわってきたところであります。

協力隊の任期終了後は、智頭町に残って木工や木育を中心に事業展開を図っていくということで、3年目の任期の現在はそっちのほうに全力投球しておるといいう状況でありまして、初期段階でのサポートはひとまず役割を終えて、卒業後に向けた準備に邁進しているといった状況であります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 26ページ、教育費の部分で、小学校・中学校の歯科医が智頭病院のほうに委託するというので、報酬から委託料ということで組みかえが行われているんですけど、単純にこれは増額になっているんですね。金額ベースはそんなに大きくはないんですけど、そのあたりの理由ということをお聞かせいただけますか。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 今回の報酬から委託料に組みかえをしておりますが、委託料にした場合、消費税相当分が今回委託料としてかかるということで、小学校費、中学校費合わせてその分が増額となっております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 23ページの観光費の中です。特産村のトイレ改修に伴う構造計算、今はテント幕みたいな形になっているんですが、それが何か重量が重たくなるものを使うとかなんとか、どういうことを考えているのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 主なところはガルバリウムになると思うんですけども、先ほど議員おっしゃったとおり、今、布でやっているものですから、安全性を担保するために構造計算をしておく必要があるということで、予算措置をさせていただいているところでございます。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 形状は多分あのままで、ガルバリウムということは今度金属製になるということですか。そこら辺どういう。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 今の現状で変わりはないということで、素材が変わるということで認識いただければと思います。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 26ページの学校管理費で、中学校の階段の滑りどめということで修繕料が61万6,000円上がっております。先ほどの説明で、弱

視の生徒が非常に見えにくいというような、総務課長のほうの説明があったんですけど、具体的にどういう工事になるんですか。そのあたりについていかがですか。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） おっしゃるとおり、屋内にある4カ所の階段全てに、それぞれのステップに滑りどめのゴム版がついた加工されたものを、全部それぞれのステップに取りつけるものでございます。

○議長（谷口雅人） 5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） ステップというのは、その階段があって、その前のほうにという、そういう意味合いですか。その辺をもう一度確認。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） おっしゃるとおり、前のほうにその滑りどめの加工と、あと、ステップの色も弱視の生徒が見やすい色のそういったゴムのシートをつけるものでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） 先ほども出たんですけど、22ページの林業振興費、中山間集落振興事業委託料ですけども、こちらは地域おこし協力隊を雇用するための費用ということで理解していいですか。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） これまでの地域おこし協力隊のほとんどがいわゆる役場職員、役場の臨時職員的な立場でございました。今回、集落に入り込んで、集落の住民と一緒にしながらいろんなことに挑戦していく、活動していく。そういったことなので、役場職員という形ではなくて、芦津で雇用いただいて、ただし、町が地域おこし協力隊として委嘱をした上で芦津のほうで雇用いただく。その人件費、活動に必要な経費を芦津に委託をするという形であります。

以上です。

○議長（谷口雅人） 8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） なので、これまで地域おこし協力隊の経費としては賃金として上がってきてたんですけども、このたびは委託料ということになるということで理解しました。そうしましたら、この委託料の中に、地域おこし協力隊の

家賃とかいうような経費も含まれていることでしょうか。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） それを含めて協力隊の活動、生活に必要な経費を盛り込んであるということであります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為補正及び地方債補正の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳入予算の補正を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 10ページです。繰入金の部分で、教育施設整備基金の繰入金を1,000万円減額して、これは新図書館のことですけども、森林整備促進基金繰入金にということでした。新しく創設されたということなんですけど、これを見る限りでは教育施設のほうが1,000万円減額で、森林整備促進基金繰入金が1,956万7,000円ということで、私の認識している限りでは多分1,000万円だけになるので、残りの956万7,000円というのはどうということなのか、そのあたりについてちょっと。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 今回、2,500万円の基金を造成して、今年度に使うものが1,956万7,000円ということであります。残りは後年度分としての積み立てということで、さっき言った1,956万7,000円の中に新図書館での智頭材の展示効果の高い形での木材利用ということで、1,000万円を見込んであるということであります。

ほかにつきましては、新たな森林管理システムを動かしていく上での意向調査であるとか、それから、林地台帳の更新、それから、今後の智頭林業を担っていく人材の育成、具体的には勉強会を開催したりとか、そういったことの経費に使っていくということであります。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計補正全般にわたって質疑を行います。
質疑はありませんか。

6番、高橋議員。

○6番（高橋達也） 先ほどの大河原議員の言ったことに関連しますけども、また所管の委員会のほうで詳しい説明を求めたいと思いますが、基金の使い道の判断、今回の使い方が本当に正しいかどうか、これはちょっと再確認していただいて、もう一回きちんと所管の委員会がいいですから、説明を求めます。

○議長（谷口雅人） これは答弁よろしいということですので、委員会のほうで対応をお願いします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9、議案第40号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第40号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）です。

補正予算書33ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ109万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ7億7,725万3,000円とするものです。

歳出につきましては、39ページをごらんください。提案理由でも説明のあったとおり、人件費の調整と制度改正に伴うシステム改修委託料を、それぞれ増額措置しております。

財源につきましては、38ページをごらんください。主に、県支出金、繰入金で調整しています。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第41号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書41ページをごらんください。

議案第41号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億876万1,000円とします。

歳出につきましては、47ページをごらんください。人件費の調整を追加措置しております。

歳入につきましては、46ページ、繰入金で賄っております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第42号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書49ページをごらんください。

議案第42号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出の総額に、それぞれ19万9,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億4,196万1,000円とします。

歳出につきましては、55ページに記載しておりますとおり、人件費の調整に

係る経費を追加措置しております。

財源につきましては、54ページのとおり、繰入金で賄っております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第12、議案第43号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第43号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）です。

補正予算書57ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ506万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ10億6,135万円とするものです。

歳出につきましては、64ページをごらんください。人件費の調整と制度改正に伴うシステム改修委託料の増額を、それぞれ措置しております。

財源につきましては、62ページをごらんください。主に繰入金、国庫支出金で調整しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第44号 智頭町森林整備促進基金条例の制定についての補足説明を求めます。

山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 議案書34ページをお願いします。概要の資料は4ページでございます。

議案第44号 智頭町森林整備促進基金条例の制定についてであります。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が4月に施行されまして、今年度から新たに森林環境譲与税が譲与されることになりました。この基金条例は、森林環境譲与税の受け皿となるものであります。

条例の設置目的につきましては第1条に記載してございますが、森林の整備、人材の育成・確保、森林の公益機能の普及啓発、木材の利用促進などに関する施策に要する費用に充てるために設置するものであります。

基金の積み立て、管理、運用益の処理等につきましては、他の基金と同様の扱いであります。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） この環境譲与税ですね、これは1つ基準に人口割があるということで、余り山のない大都市圏でもこれがもらえるというようなことで、何かちょっと制度から見ておかしいのではないかなという議論があるようですが、そこら辺はどう感じていますか。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） この譲与税の譲与基準につきましては、50%が私有林の人工林面積、そして20%が林業従事者数、そして30%が人口ということであります。

最近新聞報道等でも話題になっていきますし、全国的にも話題になっておるようでございますが、議員おっしゃるように、森林がなくても人口が多い都市部にはかなり手厚い配分がされるということで、専門家もこれは少し制度的にどうかなといったような意見が出ているのは事実であります。

今後、そういった部分の是正につきまして、県とも話をしながら国に対して制度改正の要望をすとか、そういう動きは起こしていくべきであるというふうに私は思っております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第45号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案36ページをごらんください。説明資料概要は4ページです。

議案第45号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてですけれども、老朽化の著しい久志谷町営住宅3棟6戸のうち、昨年度2棟4戸を取り壊したところでありますけれども、現在も入居中の1戸の方から家屋及び土地の買い取りの申し出がありましたので、平成30年度の取り壊し後の用地を含む土地及び1棟2戸の建物を払い下げるため、久志谷町営住宅を廃止することとし、条例別表から関係部分を削る所要の改正を行うものです。

施行期日は令和元年7月1日としております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 住宅の今の配置は、確か以前古い住宅が3棟あったと思うんですが、その中の真ん中の1棟ですね、現在。両サイドは既に取り壊している。今回、真ん中を土地も含めて払い下げということになれば、両サイドの町有地が非常に使い道がないような形になってくるんですが、その辺については何か検討みたいなものはないのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 取り壊したところも含めまして、以前でありますと3棟6戸分を全て払い下げを行うというものです。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 住んでいるところの部分が払い下げということであれば、当然理解はできるんですが、その両サイドの部分も払い下げるとい、その理由みたいなものはどうなんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） ここに今、住んでおられる方につきましては、これまでもずっと協議というか話し合いをしてきました、その中で、今お住まいのところの買い取りというか払い下げのお話をしている中で、全体をという話になりましたけれども、残ったところでなかなか形にもよりますけども、次の使い道というかが難しいということで、申し出によりまして全部払い下げることになりました。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 今回は面積とか価格は出ていないんですが、これは後ほど面積や価格についてまた議会に提案があるという、そういうとらえ方でよろしいのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 価格につきましては、今、まだ決定はしておりませんが、課税標準額だったり、評価額だったりとか、それから、近隣の売買価格を参考に決めたいと思っておりますけれども、議会にお諮りする額にはならないかと考えております。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） これは1つには町有財産の売却だと思うんですが、それで議会の同意は要らないという解釈でしょうか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） ちょっと私が今、手元に幾らというのがないんですけれども、金額によって議会にお諮りする額が決められておるとしますので、その額には達しないと考えております。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 後で、地方自治法並びに智頭町の条例を、財産の条例等々を確認いただければいいと思いますが、議会に諮るべき財産の処分というものについては金額、それから面積というものが定められております。そのことについては後でご確認をお願いしたいと思います。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） そういう規定があるにしろ、今度は価格がどういう根拠でなされたかがわからないと、果たして本当にそれが妥当かどうか、議会として

判断できない。ただ、行政側の評価が議会に提示する額以下だから、議会には示さなくていいということなんですか。どうもちょっとそこら辺疑問ですね。面積的に考えても、本当に議会に同意を得る必要のない額なのか。これは、後で委員会等でもまた同僚議員のほうから聞かせていただきます。

○議長（谷口雅人）　ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　質疑なしと認めます。

日程第15、議案第46号 国民健康保険智頭病院看護師奨学金貸与条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部病院事務部長。

○病院事務部長（矢部久美子）　失礼いたします。議案書38ページをごらんいただきたいと思います。説明資料のほうは5ページでございます。

議案第46号 国民健康保険智頭病院看護師奨学金貸与条例の一部改正についてでございます。

これは、看護師の確保策を強化するため、貸与対象者の拡充と定着を目的として、国民健康保険智頭病院看護師奨学金貸与条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、39ページの表、及び説明資料に示しておりますが、現行条例で訴求可能とされている貸与期間の特例をなくすことにより、貸与者間の公平性を保つと同時に貸与者数をふやすこと、また、貸与者が定着した場合の全額免除要件との整合を図るため、基本期間を満たさないで退職した場合の債務変換免除要件について改正するものです。

以上で、議案第46号の説明を終わります。

○議長（谷口雅人）　説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

再開は1時ちょうど。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議案第47号 智頭町法定外公共物管理条例の一部改正についての補足説明を求めます。

迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） それでは、議案40ページをごらんください。説明資料のほうは5ページになります。

議案第47号 智頭町法定外公共物管理条例の一部改正についてでございます。

これは、智頭町法定外公共物管理条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

概要につきましては、本年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられることに伴い、占用料等に対する消費税の表記についてお示しのとおり改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第17、議案第48号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） それでは、議案42ページ、議案説明資料は6ページをごらんください。

議案第48号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

次のとおり、智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

これは、これまで智頭町民運動場、智頭町総合運動場について、消費税を加算しておりましたが、他の施設と同様に使用料のみとするものでございます。また、

智頭町総合運動場テニスコートについては、照明の使用料を削除するものでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） テニスコートの照明の使用を停止するという事で、中止に至った経緯について、もう少し詳しくお願いします。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 総合運動場のテニスコートにつきましては、開設をしてから20年以上経過しまして、照明設備の修理が不能の状態となっております。修理する場合は総入れかえといたしますか、大がかりな改修が必要のため、現在のところは見合わせているものでございます。

○議長（谷口雅人） 5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） かなり老朽化でということなんですけど、夜間の照明を使っての使用状況というのは、近年はどういうような状況だったんでしょうか。そのあたりについてはいかがですか。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 総合グラウンドの野球場についてはリーグ戦が定期的に行われていますが、テニスコートにつきましては年々使用の頻度も減ってきていまして、詳しい数字は今持ち合わせておりませんが、かなり減ってきて、昼間の使用が主だったため、修繕を予定しておりません。

○議長（谷口雅人） 5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） テニスコートということになりますと、智頭町のスポーツ表彰等々でも町民の中には結構一生懸命頑張っている方もいらっしゃいますので、そういう方々が多分利用していたんだろうなとは思いますが、その利用者等々にもその話は既にされているんでしょうか。その辺はいかがですか。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） ここ1年はしておりませんが、代表者の方とはお話し

しております。

○議長（谷口雅人） 5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） その辺については理解は得られたという認識でよろしいんですか。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） はい。修理については理解を得られているというぐあいに認識をしております。また、1昨年、テニスコートの人工芝の張りかえの見積をとって見たんですが、かなり大規模な改修費用が必要ということで、また計画的に修繕をしてまいりたいと思っております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第18、議案第49号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案44ページをごらんください。説明資料は6ページです。

議案第49号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますけれども、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられることに伴いまして、使用料、手数料、新規加入料につきまして消費税の表記方法について改正を行うものです。

地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものです。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第50号 智頭町下水道条例の一部改正についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案書47ページをごらんください。説明資料は7ページです。

議案第50号 智頭町下水道条例の一部改正についてでございますけれども、農業集落排水の処理施設のほうと同じく、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられることに伴いまして、使用料、手数料及び新規加入金について消費税の表記方法を変更するものです。

地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものです。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第20、議案第51号 智頭町道路占用及び占用料徴収条例の一部改正についての補足説明を求めます。

迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） それでは、議案51ページをごらんください。説明資料は7ページになります。

議案第51号 智頭町道路占用及び占用料徴収条例の一部改正についてでございます。

これは、智頭町道路占用及び占用料徴収条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、本年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられることに伴う占用料等に対する消費税の表記についての改正及び料金表中の一部算定単位の表記変更、並びに占用物件の用語説明を追加表記するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第 2 1、議案第 5 2 号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼します。議案書 5 8 ページ、概要は 8 ページでございます。

議案第 5 2 号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

先ほどから出ております消費税に関するものでありまして、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

内容といたしましては、先ほどから続いております令和元年 1 0 月 1 日からの消費税の引き上げに伴うもので、所要の改正を行っております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第 2 2、議案第 5 3 号 智頭町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 続いて失礼します。議案書 6 0 ページ、概要書 8 ページでございます。

議案第 5 3 号 智頭町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。

地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、先ほどからと同じでございます。令和元年 1 0 月 1 日からの消費税、地方消費税の引き上げに伴いまして、使用料、加入金、手数料の引き上げができるように改正を行ったものでございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第23、議案第54号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部病院事務部長。

○病院事務部長(矢部久美子) 失礼いたします。議案書63ページをごらんください。説明資料のほうは9ページでございます。

議案第54号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について。

これは、国で10月に予定されている消費税法等の改正に伴い、使用料及び手数料の額を次の64ページからの表のとおり改正するものです。

このことにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

以上です。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第24、報告第1号 平成30年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長(矢部 整) 報告第1号でございます。平成30年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

これは、3月の定例会において、それぞれの繰越事業における限度額を議決いただきましたが、森づくり作業道整備事業ほか全15事業につきまして、繰越額及び財源内訳が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものでございます。

以上であります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第25、報告第2号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長(江口礼子) 別冊の平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書をごらんください。

報告第2号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございますけれども、これは県道智頭勝田線の道路改良工事に伴う下水道管の移設工事につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰り越しを報告するものです。

繰越額は908万8,000円で、財源は県からの移転補償費となっています。以上です。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第26、報告第3号 放棄した債権の報告についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長(江口礼子) 議案書68ページをごらんください。

報告第3号 放棄した債権の報告につきましては、智頭町債権管理条例第14条の規定により放棄した債権につきまして、第15条の規定により報告するものです。

放棄した債権の内容につきましては69ページ、報告書のほうに記載しておりますけれども、一般会計、住宅使用料が62万550円、債権の数としましては1年を1件と数えまして7件、事由につきましては所在不明によるものです。

続きまして、住宅新築資金貸付事業特別会計でございますけれども、こちらのほうは304万7,445円で11件、破産によるものです。

水道事業会計につきましては、水道使用料でございますけども、27万2,740円で7件、所在不明によるものです。

あわせまして、病院事業会計医療費でございますけども82万1,656円で8件でこちらも所在不明によるものです。

合計しまして512万2,341円で33件となっております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） この住宅新築資金等で11件、内容が破産となっているんですが、この件数は貸し付けている件数ということですね、この11件。その合計が340万円、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 人数的にはお1人なんですけども、年度ごとに計算、1件と数えていますので、11年分ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 理由が破産となっているんですが、この資金を借りるときには保証人というのが確かっているんですが、そういった保証人への対応というものはどうされてきたんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 保証人の方にも請求をしていたんですけども、今回こちらのほうに上げさせてもらったのは、保証人の方が全て亡くなられて、もう請求するところがないということで上げさせていただいております。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） ほかの住宅使用料、水道使用料についても、これは件数的には先ほど述べられたように1人の方の年度ごとという解釈と、その所在不明ということですが、いろんな手だてを使っても捕捉できない、例えば住民票等とかそういうものを使っても、これは所在が捕捉できないという状況なんですか。

- 議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。
- 税務住民課長（江口礼子） この所在不明の件につきましては、智頭町から転出されまして、転入先のほうには転入されておらず、それから、探しようがなかったりとか、近隣の親戚の方等に当たりましても不明ということで、このたび放棄させてもらいました。
- 議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。
- 9番（岸本眞一郎） 多分、この使用料を払わずに所在不明となっているということであれば、当然借りていた住宅の中身については、その人の生活用具等が残ったままという、そういう状況になっているんでしょうか。そこら辺現状はどうなんですか。
- 議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。
- 税務住民課長（江口礼子） 住宅のほうは出ておられると認識しております。
- 議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。
- 9番（岸本眞一郎） 出るときにはきれいに引っ越しというか、全部家財道具は持って出て行ってきれいになっている。だけど、所在不明という、そういうことと理解していいんですか。
- 議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。
- 税務住民課長（江口礼子） はい、そのように認識しております。
- 議長（谷口雅人） ほかにありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第27、報告第4号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。
迎山地域整備課長。

- 地域整備課長（迎山恵一） 議案70ページ、報告第4号 法人の経営状況についてでございます。

これは、5月10日に監査を受け、5月13日に開催の理事会で承認を得ました、智頭町土地開発公社の決算について報告するものでございます。

別冊の土地開発公社財務諸表をごらんください。

まずは1ページ、決算報告書になります。収益的収支の収入決算額は、6,836万1,011円。その内訳ですが、事業収益としまして新智頭図書館建設用地売却費4,100万円、及び土地開発公社経営健全化補助金2,729万8,

467円の合わせて6,829万8,467円になります。

事業外収益としまして、駐車場用地貸し付け料と預金利息の合わせて6万2,544円になります。なお、駐車場用地の賃貸借契約ですが、新図書館建設の用地整備に伴い、今年の9月で契約終了となっております。

次に、支出決算額ですが、2万1,000円、これは法人事業税になります。

続きまして、資本的収支の収入決算額は1億1,300万円。これは、借入金と解約の定期預金になります。借入金につきましては、7ページに明細を示しておりますので、後ほどごらんいただけたらと思います。

次に、支出決算額ですが、1億1,034万5,068円。これは償還金と借入利息になります。

次に、5ページの財産目録をごらんください。資産総額は5,152万20円、負債総額は4,000万円、差し引き正味財産が1,152万20円で、現金預金明細書を4ページに示しております。

そのほか、貸借対照表、キャッシュフロー計算書等の関連資料も添付しておりますので、そちらもごらんください。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第28．議案第55号

○議長（谷口雅人） 日程第28、議案第55号 工事請負契約の締結についての一部変更についてを議題とします。

なお、この議案につきましては、本日可否の決定を行います。

これから、補足説明及び質疑を行います。

議案の補足説明を求めます。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） それでは、議案67ページをごらんください。

議案第55号 工事請負契約の締結についての一部変更について。

次のとおり、智頭中学校空調機増設工事請負契約の締結について、平成31年2月22日に議決をいただいた一部を変更することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

これにつきましては、中学校の室外機の設置場所について近隣住民から要望があり、設置場所を妙法寺側沿いから中庭に変更したことに伴い、請負金額が4,860万円から260万6,040円増額となり、5,120万6,040円に改めるものでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。執行部はそのまま、議員は全協室にお集まりください。

休 憩 午後 1時25分

再 開 午後 1時28分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第28、議案第55号 工事請負契約の締結についての一部変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29. 陳情について

○議長（谷口雅人） 日程第29、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情等は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。
お諮りします。

各常任委員会審査等のため、6月11日から13日までの3日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、6月11日から6月13日までの3日間を休会とすることに決定しました。

6月10日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

また、休会中は各委員会等を開き、付託案件等の審査をお願いします。

6月14日は本会議を開き、委員会の報告を求め、質疑、討論、並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 1時30分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和元年6月7日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 安 道 泰 治

智頭町議会議員 國 本 誠 一